

証券コード 7364
2022年3月16日

株 主 各 位

沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地 1
琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
代 表 取 締 役 早 川 周 作

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社定時株主総会を下記により開催いたします。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をしていただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月30日（水曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年3月31日（木曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地 1
オーシャンビュー松山Ⅱ B1F 当社本店 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第4期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 第4期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://ryukyuasteeda.jp/>）に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての動きが加速する中で、更なるまん延を抑制するために緊急事態宣言が再度発令されるなど、人の移動制限や営業制限がされたことにより経済活動が停滞いたしました。

当社が事業展開を行うスポーツ業界におきましては、東京オリンピックをはじめとして、各スポーツ団体の試合が観客数制限のもと開催されるなどの影響が出ました。Tリーグに関しても、同様に観客数制限による開催が行われました。このような状況の中、創設3年目にしてTリーグ2020-2021シーズンで初めての日本一を獲得することができました。それにより、各種メディア取材が急増し、知名度が急拡大したことによる影響もあり、スポンサー数が増加しました。また、2021年12月20日、21日の2日間で開催しましたアスティーダフェスでは、予想を大きく上回る2万人強の方にご来場いただくなど、集客につなげることができました。

一方、飲食事業におきましては、5月に直営店としてお土産店「アスティーダショップ」(沖縄県那覇市)の新規出店を行いました。しかし、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響に伴い営業時間が大きく抑制された結果、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

以上の結果、当社の業績におきましては、当事業年度の売上高は444,535千円(前期比111.5%)、営業損失は171,658千円(前期は営業利益111千円)、経常損失は115,420千円(前期は経常利益8,343千円)、当期純損失は117,074千円(前期は当期純利益5,796千円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業においては、Tリーグ日本一の影響により、スポンサー数が増加しました。また、トークンの発行やアスティーダフェスの開催に

より、新たな収益源を作ることができました。以上の結果、売上高は258,818千円(前期比134.1%)、セグメント利益は3,655千円(前期はセグメント利益70,347千円)となりました。

(飲食事業)

飲食事業においては、上記のとおり直営店が1店舗増加し、店舗数は直営店が10店舗、フランチャイズ店が4店舗となりました。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響に伴う営業時間の制約等により、売上高は185,717千円(前期比90.4%)、セグメント損失は50,807千円(前期はセグメント損失726千円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、以下のとおり金融機関から資金の借入れ、第三者割当ならびに社債の発行による資金の調達を行いました。

・金融機関からの借入れによる資金調達

借入先	沖縄振興開発 金融公庫	沖縄振興開発 金融公庫	株式会社 沖縄銀行	株式会社 琉球銀行
借入金額	20,000千円	20,000千円	10,000千円	50,000千円
借入実行日	2021年 6月17日	2021年 6月17日	2021年 7月8日	2021年 7月20日
借入期間	2021年6月17 日から2036年 5月25日まで	2021年6月17 日から2036年 5月25日まで	2021年7月8 日から2028年 7月10日まで	2021年7月20 日から2022年 7月20日まで
借入利率	年0.25%	年1.15%	年2.85%	年1.8%
担保等の有無	無担保	無担保	無担保	沖縄信用保証 協会による保 証付き
財務制限条項	なし	なし	なし	なし

・株式の発行による資金調達

区 分	発行株式数	1 株 当 た り 発 行 価 額	調 達 金 額	払 込 期 日
第三者割当増資	99,000株	1,000円	99,000千円	2021年 9月16日

・社債の発行による資金調達

発行銘柄	発行日	発行総額	償還日
第1回 無担保社債	2021年10月7日	5,000千円	2024年10月7日

④ 重要な企業再編等の状況

(子会社の設立)

当事業年度において、子会社を3社設立いたしました。

会社名	設立日
九州アスティード株式会社	2021年4月19日
アスティードマーケティング株式会社	2021年8月27日
AMG株式会社	2021年9月2日

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第1期 2018年2月23日から 2018年12月31日まで	第2期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第3期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第4期(当事業年度) 2021年1月1日から 2021年12月31日まで
売上高(千円)	71,501	261,219	398,339	444,535
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△30,699	4,691	8,343	△115,420
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△33,375	6,529	5,796	△117,074
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	△34.34	5.06	4.17	△82.30
総資産(千円)	87,514	124,297	291,901	455,578
純資産(千円)	4,124	50,837	79,349	61,275
1株当たり純資産(円)	3.36	37.56	56.94	41.05

(注) 1. 当社は2018年2月23日設立であり、第1期は2018年2月23日から2018年12月31日までの10か月と6日となっております。

2. 当社は、2018年3月1日に普通株式1株につき100株の割合で、また2019年4月25日に普通株式1株につき3株の割合で、及び2019年11月22日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

2021年4月19日付で九州アスティーダ株式会社、2021年8月27日付でアスティーダマーケティング株式会社、2021年9月2日付でAMG株式会社を子会社として設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

当社におきましては、卓球事業での、スポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、飲食店舗の運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

② 店舗の展開

当社におきましては、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービス提供と新規店舗の展開が重要な課題であると考えております。また、新規店舗についても、常に店舗の確保を念頭におき立地条件などを考慮しつつ、地域に根差したファン作りをモットーにしながら出店を進めてまいります。

③ 事業資金の確保について

これまで自己資金により資金調達を行ってきましたが、新型コロナウイルスの影響により当面の事業資金を確保するために、第三者割当による新株式発行による調達及び、金融機関からの借入金による調達を行いました。今後につきましては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、「沖縄から世界へ」をスローガンに、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちが、スポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場所を作っていきます。その先で、琉球アスティーダが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。そのことにより、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を継続していきます。

セグメント区分	主 要 業 務
ス ポー ツ 関 連 事 業	卓球事業（Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売等）、トライアスロン事業（トレーニング教室）
飲 食 事 業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

部 門	名称	所在地
本 社	本社	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112-1 オーシャンビュー松山Ⅱ B 1 F
事務所	安里事務所	沖縄県那覇市安里381-1 ZORKS沖縄
飲 食	バルコラボ TAKKYUバル奥武山公園店	沖縄県那覇市鏡原町1-63 亀甲ビル 1 F
	コラボキッチン イオンモール沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村字ライカム 1
	バルコラボ肉バル 沖国大前店	沖縄県宜野湾市宜野湾3-1-23 城間店舗 1 階
	いちやりばコラボ北谷店	沖縄県中頭郡北谷町美浜3-3-3 1 F
	バルコラボ琉球肉バル那覇国際通り店	沖縄県那覇市牧志3-11-12 M's road Makishi 101
	MEAT&PIZZAバルコラボ那覇天久店	沖縄県那覇市天久2-2-5 ファミール天久 1 F
	バルコラボ肉バル 那覇松山店	沖縄県那覇市松山1-7-1 松山ガーデンビル 1 F
	バルコラボ 那覇新都心店	沖縄県那覇市おもろまち4-6-17 おもろパークテラス 2F
	バルコラボ 県庁前店	沖縄県那覇市泉崎1-11-2 ダイワロイネットホテル 1 F
	アスティーダショップ	沖縄県那覇市牧志2-7-22 ソシアビルコスモ 1 F
卓 球	琉球アスティーダアカデミー卓球場	沖縄県中頭郡中城村字登又68-1

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名 (58名)	2名増 (26名減)	31.6歳	1.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

セグメントの名称	従業員数 (名)
スポーツ関連事業	5
飲食事業	16
全社 (共通)	2
合計	23

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
沖縄振興開発金融公庫	78,080
株式会社琉球銀行	77,074
株式会社商工組合中央金庫	40,000
株式会社鹿児島銀行	28,332
株式会社沖縄銀行	9,405
社債	5,000
合計	237,891

2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

（1）株式に関する事項

① 発行可能株式総数 4,500,000株

② 発行済株式の総数 1,492,500株

（注）2021年9月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は99,000株増加しております。

③ 株主数 186名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	株式総数に対する所有 株式数の割合（％）
早川 周作	878,900株	58.88
MTGV投資事業有限責任組合	60,000株	4.02
岡田 晃男	45,000株	3.01
佐野 健一	30,000株	2.01
株式会社シーエムディーラボ	30,000株	2.01
五十部 紀英	27,000株	1.80
荒生 明裕	27,000株	1.80
西川 慶	27,000株	1.80
内藤 忍	27,000株	1.80
砂田 和也	27,000株	1.80
サイブリッジグループ株式会社	27,000株	1.80

（注）自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新株予約権		第 3 回 新株予約権	
発 行 決 議 日		2019年 3 月 29 日		2020年 1 月 30 日	
新 株 予 約 権 の 数		2,000個 (注) 1		18,000個	
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき30株) (注) 1		普通株式 18,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	
新株予約権の払込金額		無償		新株予約権 1 個当たり 8 円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 334円 (1 株当たり11円) (注) 1		新株予約権 1 個当たり 492円 (1 株当たり492円)	
行使することができる期間		2021年 4 月 27 日から 2029年 3 月 28 日まで		2020年 1 月 31 日から 2030年 1 月 30 日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2		(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 (注) 1	400個	新株予約権の数	17,000個
		目的となる株式数 (注) 1	400株	目的となる株式数	17,000株
		保有者数	2 名	保有者数	2 名
社外取締役	社外取締役	新株予約権の数 (注) 1	300個	新株予約権の数	0 個
		目的となる株式数 (注) 1	300株	目的となる株式数	0 株
		保有者数	2 名	保有者数	0 名
監査役	監査役	新株予約権の数 (注) 1	100個	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数 (注) 1	100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1 名	保有者数	1 名

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式 1 株につき30株の株式分割をしておりますが、上記「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」は、当該株式分割前の「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」を記載しております。
なお、当該株式分割により、新株予約権①の「新株予約権の数」は60,000個、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は新株予約権 1 個当たり334円（1 株当たり334円）、「役員の保有状況」は取締役12,000個12,000株、社外取締役9,000個9,000株、監査役3,000個3,000株にそれぞれ調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	早 川 周 作	
取 締 役	平 田 史 隆	
取 締 役	明 石 知 樹	株式会社One Purpose 代表取締役
取 締 役	東 俊 介	当たるんですマーケティング株式会社 取締役
取 締 役	上 原 仁	株式会社マイネット設立代表取締役 株式会社マイネットゲームス代表取締役 琉球フットボールクラブ 株式会社 社外監査役 株式会社マイネット琉球 代表取締役
取 締 役	福 原 愛	株式会社 omusubi 代表取締役
監 査 役	五十部 紀英	弁護士法人アドバンス 代表社員 株式会社レントラックス 社外取締役 株式会社GTM 社外取締役 株式会社Answer 代表取締役 アジアM&Aコンサルティング株式会社 代表取締役 行政書士法人ADVANCE ASC 代表社員
監 査 役	山 下 翔 一	株式会社ペライチ 創業 取締役会長 クラファン株式会社 社外取締役 一般社団法人おうえんフェス 創業理事 ごちっぷ株式会社 創業 取締役会長
監 査 役	杉 山 康 之	

- (注) 1. 取締役 明石知樹氏、東俊介氏、上原仁氏、福原愛氏は社外取締役であります。
2. 監査役 五十部紀英氏、山下翔一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 五十部紀英氏は弁護士の資格を有しております。また、経営者、社外取締役として経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 山下翔一氏は、創業者として経営及び財務における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当社は、取締役 明石知樹氏、取締役 東俊介氏、取締役 上原仁氏、取締役 福原愛氏、監査役 五十部紀英氏、監査役 山下翔一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	21,040千円 (5,240千円)	21,040千円 (5,240千円)	—	—	6名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	1,250千円 (1,250千円)	1,250千円 (1,250千円)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	22,290千円 (6,490千円)	22,290千円 (6,490千円)	—	—	9名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額200,000,000円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額100,000,000円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 取締役会は、代表取締役 早川周作に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	主 な 活 動 状 況
取 締 役	明 石 知 樹	100% (23回／23回)	社外取締役役に就任して以降、金融業界における豊富な経験と知識に基づき、財務・経理、決算関連の業務執行及び経営全般への助言など、社外取締役役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	東 俊 介	100% (23回／23回)	社外取締役役に就任して以降、元ハンドボール日本代表としてスポーツ業界に関する豊富な知見を活かし、スポーツビジネスのあり方などについての提言を行うなど、企業価値の向上に寄与されています。
取 締 役	上 原 仁	26% (6回／23回) 9月7日就任	社外取締役役に就任して以降、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の財務や経営全般へ助言など、取締役としての役割、責務を十分に発揮しております。 また、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言があり、当社のコーポレート・ガバナンス強化にも寄与されています。
取 締 役	福 原 愛	8.6% (2回／23回) 12月17日就任	社外取締役役に就任して以降、日本だけでなくアジアの卓球業界に関する豊富な経験と知識に基づき、国内及びアジア地域における卓球・スポーツビジネスの展開について事業活動に携わるなど、当社の事業展開に寄与されています。
監 査 役	五十部 紀 英	100% (23回／23回)	社外監査役に就任して以降、経営全般における議案・審議等に関して法律面から適宜発言を行い、社内整備に携わるなど、弁護士としての高い専門的見地から、取締役会と業務執行の監督に十分な役割・責務を果たしております。
監 査 役	山 下 翔 一	8.6% (2回／23回) 12月17日就任	社外監査役に就任以降、企業等の創業に関わってきた経営者としての経験と知識に基づき、当社の経営に対する実行性の高い監督等に、十分な役割・責務を果たすなど、企業価値の向上に寄与されています。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
- ロ. 「倫理・コンプライアンス規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- ハ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ニ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ホ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ヘ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、内部通報規程に基づき、その運用を行うこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 管理部によりリスク情報の収集と分析を行ない、取締役会において対策の検討等を効率的に行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「予算管理規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、取締役会に要請するものとする。
- ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を監査役に報告することとする。

- ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
 - ハ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
 - ニ. 取締役は、「内部通報規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役が会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
 - ロ. 監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
 - ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役4名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の取締役会は、定例取締役会の12回を含めて計23回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行ない、経営の公正性及び透明性を確保しております。

② 監査役

当社は監査役制度を採用しており、3名で構成されております。監査役は監査役規定に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行ない、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

⑤ 相互連携

監査役と内部監査担当者は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の最大化・株主合同の利益の確保に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

貸 借 対 照 表

2021年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	365,893	【流動負債】	220,538
現金及び預金	201,385	買掛金	48,662
売掛金	98,071	未払金	56,026
商品	2,612	未払費用	1,806
原材料	1,715	未払法人税等	2,794
前払費用	32,724	前受金	44,529
未収入金	7,000	預り金	2,400
仮払金	12,762	短期借入金	50,000
未収還付消費税等	9,622	1年内返済予定の長期借入金	14,318
【固定資産】	88,184	【固定負債】	173,765
【有形固定資産】	3,526	長期借入金	168,573
建物	1,636	長期未払金	192
機械装置	1,111	社 債	5,000
工具器具備品	3,373	負 債 の 部 合 計	394,303
一括償却資産	260	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△2,854	【株主資本】	60,875
【無形固定資産】	33,533	資 本 金	118,250
のれん	33,166	資 本 剰 余 金	80,750
商 標 権	367	資 本 準 備 金	80,750
【投資その他の資産】	51,124	利 益 剰 余 金	△138,124
関係会社株式	25,880	その他利益剰余金	△138,124
差入保証金	100	繰越利益剰余金	△138,124
出 資 金	10	【新株予約権】	400
敷 金	11,121	純 資 産 の 部 合 計	61,275
長期前払費用	8,672	負 債 純 資 産 の 部 合 計	455,578
繰延税金資産	5,340		
【繰延資産】	1,500		
株式交付費	1,500		
資 産 の 部 合 計	455,578		

損 益 計 算 書

自 2021年1月31日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
ス ポ ー ツ 売 上	258,818	
飲 食 売 上	185,717	444,535
売 上 原 価		200,907
売 上 総 利 益		243,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		415,286
営 業 損 失		△171,658
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
支 援 金 収 入	356	
給 付 金 収 入	58,502	
協 賛 金 収 入	183	
そ の 他	5,836	64,877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,030	
株 式 交 付 費 償 却	1,500	
上 場 関 連 費 用	5,000	
そ の 他	108	8,639
経 常 損 失		△115,420
特 別 損 失		
減 損 損 失		3,770
税 引 前 当 期 純 損 失		△119,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,794
法 人 税 等 調 整 額		△4,910
当 期 純 損 失		△117,074

株主資本等変動計算書

自 2021年1月1日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	68,750	31,250	31,250	△21,050	△21,050	78,949
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	49,500	49,500	49,500			99,000
当 期 純 損 失				△117,074	△117,074	△117,074
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	49,500	49,500	49,500	△117,074	△117,074	△18,074
当 期 末 残 高	118,250	80,750	80,750	△138,124	△138,124	60,875

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	400	79,349
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		99,000
当 期 純 損 失		△117,074
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	△18,074
当 期 末 残 高	400	61,275

注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
----	-----

機械及び装置	8年
--------	----

工具、器具及び備品	2～8年
-----------	------

(2) 無形固定資産

のれん	投資効果の発現する期間を見積り（5年）、均等償却しております。
-----	---------------------------------

商標権	5年で均等償却しております。
-----	----------------

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数	3年
------	----

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 1,492,500株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 50,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金等の他、銀行等金融機関からの借入による資金の調達をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。
長期借入金は主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。
長期未払金は設備投資に伴う割賦購入によるものであり、支払日は決算日後、最長で3年後であります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	201,385	201,385	—
(2) 売掛金	98,071	98,071	—
資産計	299,456	299,456	—
(1) 買掛金	48,662	48,662	—
(2) 未払金	56,026	56,026	—
(3) 短期借入金	50,000	50,000	—
(4) 未払費用	1,806	1,806	—
(5) 未払法人税等	2,794	2,794	—
(6) 前受金	44,529	44,529	—
(7) 預り金	2,400	2,400	—
(8) 長期借入金（※１）	182,891	180,415	2,476
(9) 長期未払金（※１）	2,496	2,494	2
(10) 社債	5,000	5,000	—
負債計	396,604	394,126	2,478

（※１）１年内返済予定額を含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 前受金、(7) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期未払金

これは、元利金の合計額を同様の割賦支払契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) 社債

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	1 0 年 超 (千円)
現 金 及 び 預 金	201,385	—	—	—
売 掛 金	98,071	—	—	—
合 計	299,456	—	—	—

(注3) 長期借入金、長期未払金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	1 0 年 超 (千円)
長 期 借 入 金	14,318	82,868	63,571	22,134
長 期 未 払 金	2,304	192	—	—
社 債	—	5,000	—	—
合 計	16,622	88,060	63,571	22,134

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 3,596千円

繰延税金資産小計 3,596千円

評価性引当額 1,743千円

繰延税金資産合計 5,340千円

繰延税金負債

未収還付事業税 —千円

繰延税金負債合計 —千円

繰延税金資産純額 —千円

(関連者当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	41.05円
1株当たり当期純損失	△82.30円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2021年1月1日から2021年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

該当事項はありません。

2022年2月28日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

社外監査役	五十部	紀英	印
社外監査役	山下	翔一	印
監査役	杉山	康之	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第4期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件

本議案は会社法第438条第2項の規定に従い、定時株主総会の承認を求めるものです。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につきましては、添付書類（21ページから28ページ）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきまして 法令および定款に従い、会社の財産損益を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査役会の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたします。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

(2) 「株主総会参考書類等の電子提供措置の導入」について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 会計監査人の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、会計監査人を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたします。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新設) (新設) 第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) 第5章 監査役 第31条～第 33条 (条文省略) (新設)	第1章 総 則 (機関の設置) 第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第3章 株主総会 (削除) (株主総会資料の電子提供) <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第5章 監査役及び監査役会 第31条～第 33条 (現行どおり) <u>(常勤監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、その決議より常勤の監査役を選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役会の招集) <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにて発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査役会の議事録) <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	(監査役会規程) <u>第 37 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第 34 条～第 35 条 (条文省略)	<u>第 38 条～第 39 条</u> (現行どおり)
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新設)	(会計監査人の選任) <u>第 40 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期) <u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等) <u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第6章 計算 第 36 条～第 39 条 (条文省略) (新設)	<u>(会計監査人の責任の一部免除)</u> <u>第 43 条 当社は、取締役会の決議をも</u> <u>って、会社法第423条第1項に定める会計監</u> <u>査人の責任を法令の限度において免除する</u> <u>ことができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定</u> <u>により、会計監査人との間に、同法第423条</u> <u>第1項に定める賠償責任を限定する契約を</u> <u>締結することができる。ただし、当該契約</u> <u>に基づく賠償責任額は、法令が規定する額</u> <u>とする。</u> 第7章 計算 第 44 条～第 47 条 (現行どおり) <u>(附則)</u> <u>第 1 条 定款第15条（株主総会参考書類等</u> <u>のインターネット開示とみなし提供）の削</u> <u>除及び定款第15条（株主総会資料の電子提</u> <u>供）の新設は、2022年9月1日から効力を</u> <u>生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1</u> <u>日から6か月以内の日を株主総会の日とす</u> <u>る株主総会については、定款第15条（株主</u> <u>総会参考書類等のインターネット開示とみ</u> <u>なし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6</u> <u>か月を経過した日又は前項の株主総会の日</u> <u>から3か月を経過した日のいずれか遅い日</u> <u>後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、明石知樹氏につきましては、任期満了に伴い退任となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はや かわ しゅう さく 早 川 周 作 (1976年12月17日生)	2003年2月 羽田孜元総理大臣秘書 2004年2月 日本リーディング総合法務事務 所 所長 2011年12月 SHGホールディングス株式会社 代表取締役 2018年2月 当社 代表取締役（現任）	878,900株
2	ひら た ふみ たか 平 田 史 隆 (1978年4月25日生)	2010年4月 日本リーディング総合法務事務 所 入所 2018年2月 当社 取締役（現任）	4,500株
3	あずま しゅん すけ 東 俊 介 (1975年9月16日生)	1998年4月 大崎電気工業株式会社 2016年12月 株式会社藤商 取締役 2018年2月 当社 取締役（現任） 2019年10月 当たるんですマーケティング株 式会社 取締役（現任）	9,000株
4	うえ はら じん 上 原 仁 (1974年11月15日生)	1998年4月 日本電信電話株式会社入社 2001年11月 NTTブロードバンドイニシアテ ィブ株式会社へ転籍 2004年4月 NTTレゾナント株式会社へ転籍 2006年6月 株式会社マイネット設立代表取 締役社長（現任） 2016年11月 株式会社C&Mゲームス（現株式 会社マイネットゲームス）代表 取締役社長 2020年4月 琉球フットボールクラブ株式会 社社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社マイネット琉球代表取 締役社長（現任） 2021年9月 当社社外取締役（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	ふく はら あい 福 原 愛 (1988年11月 1 日生)	1999年 3 月 レジスタードプロに登録 2005年 4 月 グランプリと所属契約 2007年 4 月 全日本空輸 (ANA) との所属契約 2012年 1 月 全日本選手権・女子シングルス 初優勝 2012年 8 月 ロンドンオリンピック女子団体 で銀メダル獲得 2013年 1 月 全日本選手権・女子シングルス 2 年連続優勝 2016年 8 月 リオデジャネイロ・オリンピッ ク女子シングルス 4 位、女子団 体で銅メダル獲得 2018年 7 月 Tリーグ理事 2020年 7 月 Tリーグ理事退任 2021年 2 月 株式会社omusubi 代表取締役 (現任) 2021年12月 当社社外取締役 (現任)	—
6	【新任】 たか はし こう へい 高 橋 浩 平 (1975年10月19日生)	1998年 4 月 株式会社マルアイ 入社 2004年 1 月 ユニデン株式会社 入社 2012年 4 月 同社 営業本部 部長 2015年 4 月 ユニデンジャパン株式会社 取締役 2018年 4 月 ユニデンホールディングス株式 会社 執行役員 2019年 6 月 同社 取締役 2020年 6 月 ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち、東俊介氏、上原仁氏、福原愛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任年数は、本総会最終の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

東 俊介氏 4 年 1 か月

上原 仁氏 6 か月

福原 愛氏 3 か月

3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要、社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東俊介氏を社外取締役候補者とした理由は、ハンドボール日本代表キャプテンを務めるなど豊富な経験に基づく意見を社外の視点から述べ、当社の経営の合理性及び専門性を高めることができる人材と判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

上原仁氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらの知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

福原愛氏を社外取締役候補者とした理由は、日本だけでなくアジアでも認知度が高く、卓球業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらの知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける人材であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

東俊介氏、上原仁氏、福原愛氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 会計監査人選任の件

現在、当社は、監査法人ハイビスカスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しておりますが、監査役会の設置にともない会計監査人を設置し、会計監査人として監査法人ハイビスカスを選任するものであります。

監査法人ハイビスカスを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の監査体制、独立性、専門性、会計監査の継続性確保等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断いたしております。

なお、会計監査人の選任につきましては、各監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2022年1月現在

名	称	監査法人ハイビスカス	
主たる事務所の所在地		北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル8階	
沿	革	2005年12月	公認会計士5名により札幌に設立
		2007年7月	東京事務所開設
		2009年2月	公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録
		2016年2月	公認不正検査士協会 法人会員に登録
概	要	構成人員	代表社員（公認会計士） 4名 社員（公認会計士） 10名 職員（公認会計士） 59名 （その他職員） 23名

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.